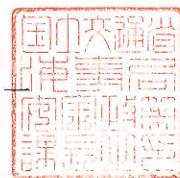




国海安第101号
平成25年12月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光一



船舶区画規程等の一部改正について（通知）

下記省令及び告示の一部改正が平成25年12月27日に公布される予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- ・船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）
- ・船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）
- ・満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）
- ・船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）



1月26日

船舶区画規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

海難事故の防止、海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」及び「1966年の満載喫水線に関する国際条約（以下「LL条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国もこれら条約の内容を船舶区画規程等に取り入れて安全規制を実施している。

今般、IMOにおいて、安全帰港要件の強化及び防火対策の強化を目的としてSOLAS条約附属書改正案が採択され、また、南アフリカ南端海域における船舶による輻輳状態の解消を目的としてLL条約附属書改正案が採択された。これら附属書は平成26年1月1日に発効予定であり、我が国においても改正内容を担保するため、船舶区画規程等について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）復原性計算機の搭載又は陸上支援措置の義務化

国際航海に従事する新造旅客船の一部について、浸水事故の際、安全帰港を実行するため必要な操船上の情報を船長に提供できるよう、復原性計算機の搭載又はこれと同等の陸上からの支援措置を義務化。

● 改正予定法令

- ① 船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）

（2）固定式高膨張泡消火装置等の技術基準改正

RORO区域等に設置する固定式高膨張泡消火装置の技術基準を改正。

● 改正予定法令

- ② 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）

- ③ 船舶の消防設備の基準を定める告示

（3）南アフリカ南端海域における帯域境界線の変更

南アフリカ南端海域について、現在陸岸から約35海里に設定されている夏期帯域と南部季節冬期帯域の境界を、陸岸から約50海里に変更。

● 改正予定法令

- ④ 満載喫水線規則（昭和43年運輸省令第33号）

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成25年12月下旬
施 行： 平成26年1月1日